平成 22 年 6 月 22 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 ユナイテッド・アーバン投資法人 代表者名

執 行 役 員 田 中 康 (コード番号:8960)

資産運用会社

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 代表者名

代表取締役会長兼社長 四 部 久 \equiv 問い合わせ先

チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏 目 TEL. 03-5402-3189

資産運用会社における内規(資産運用ガイドライン)の一部改定に関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用 会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社は、本日、その内規である「資産運用ガイドライン」 の一部改定を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 資産運用ガイドラインの主要な変更内容及び変更の理由
 - ① 資産運用ガイドラインの変更内容

租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)の改正に伴い、投資法人に係 る課税の特例の要件の一部が変更されたことを受けて、必要な字句の修正を行うもの。

② 資産運用ガイドラインの変更の理由

本投資法人は平成22年6月29日開催予定の本投資法人の第5回投資主総会(以下「本投資主総会」 といいます。)において、本投資法人の規約(以下「規約」といいます。)の一部変更に係る議案を

当該議案が可決された場合、改正後の規約に沿って資産運用ガイドラインを修正する必要が生じる ことから、本投資主総会において規約の一部変更に係る議案が可決されることを条件に、上記の通り、 資産運用ガイドラインの変更を行うものです。なお、資産運用ガイドラインは資産運用会社の内規の 一部です。

2. 資産運用ガイドラインの変更の詳細

変更内容の詳細は別紙記載のとおりです。

3. 変更日

平成 22 年 6 月 29 日 (予定) (注)

(注)本投資主総会において規約の一部変更に係る議案が可決されることを条件として改定いたします。

以上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : http://www.united-reit.co.jp

【別紙】

*資産運用ガイドライン

(注:変更前・変更後ともに、変更のある箇所のみ記載しており、それ以外の規定に関しては記載を省略しております。なお、下線(____)は変更箇所を示します。)

変 更 前

2. 投資態度

- (1) 本投資法人は、資産の運用の方針として、特定 不動産の価額の合計額の本投資法人の有する 特定資産の価額の合計額に占める割合が 100 分の 75 以上となるように運用します (規約第 27 条第 1 項)。なお、特定不動産とは、不動 産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地 の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受 益権を意味します。
- (2)~(7)(記載省略)

以上

附 則

- 1. 制定 平成 15年 11月 20日
- 2. 改定 平成16年10月29日
- 3. 改定 平成19年3月27日
- 4. 改定 平成19年8月30日
- 5. 改定 平成19年11月27日
- 6. 改定 平成21年8月28日

変 更 <u>変</u> 更 <u>2. 投資態度</u>

(1) 本投資法人は、資産の運用の方針として、特定 不動産の価額の合計額の本投資法人の有する 特定資産の価額の合計額に占める割合が 100 分の 75 以上となるように運用します (規約第 27 条第 1 項)。なお、特定不動産とは、不動 産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産 の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託 する信託の受益権を意味します。

後

 $(2) \sim (7)$ (現行のとおり)

- 1. 制定 平成 15 年 11 月 20 日
- 2. 改定 平成16年10月29日
- 3. 改定 平成19年3月27日
- 4. 改定 平成19年8月30日
- 5. 改定 平成19年11月27日
- 6. 改定 平成21年8月28日
- 7. 改定 平成 22 年 6 月 29 日

附則

以上